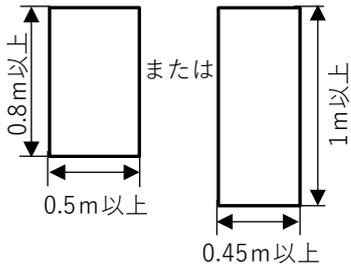
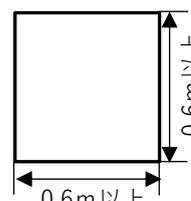
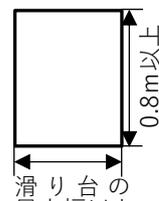
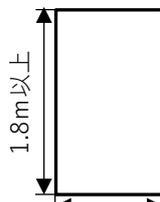


第15節 避難器具

1 設置位置等

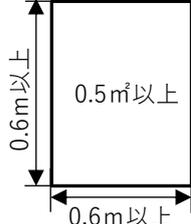
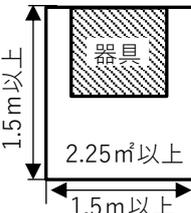
各避難器具の設置位置，構造，取付部，操作面積，降下空間および避難空地は，第15-1表から第15-4表によるほか，次によること。

第15-1表 取付部の開口部の大きさ

| 避難器具の種類 | 取付部の開口部の大きさ |
|---|---|
| <p>避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) 緩降機 滑り台 避難ロープ</p> | <p>○取付部の開口部を壁面の部分に設ける場合 高さ 0.8m以上 幅0.5m以上 または 高さ 1 m以上 幅 0.45m以上</p>  <p>○取付部の開口部を床面の部分に設ける場合直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p> |
| <p>救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く)</p> | <p>高さおよび幅がそれぞれ0.6m以上で，入口金具を容易に操作できる大きさであり，かつ，使用の際，袋の展開状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認できるものであること。</p>  |
| <p>滑り台</p> | <p>高さ 0.8m以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p>  |
| <p>避難橋 避難用タラップ</p> | <p>高さ 1.8m以上 幅 避難橋または避難用タラップの最大幅以上</p>  |

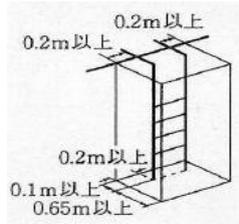
第15-2表

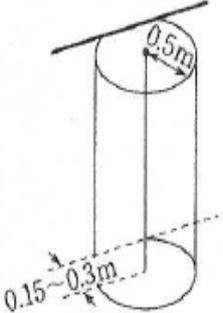
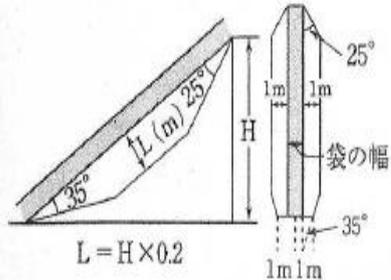
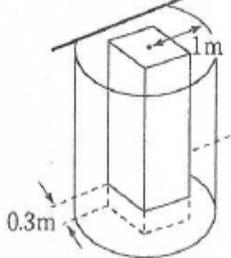
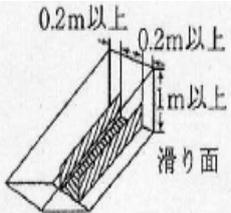
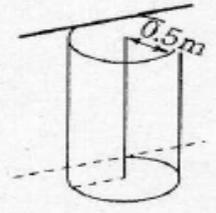
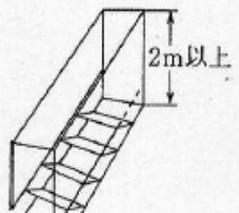
操 作 面 積

| 避難器具の種類 | 操 作 面 積 |
|--|---|
| 避難はしご 緩降機 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑り棒 避難ロープ | <p>0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)。かつ一辺の長さはそれぞれ0.6m以上であり、当該器具の操作に支障のないもの。</p>  |
| 救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く) | <p>幅1.5m以上、奥行1.5m以上(器具の設置部分を含む。)。ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は2.25㎡以上</p>  |
| 滑り台 避難橋 避難用タラップ | <p>当該避難器具を使用するのに必要な広さ</p> |

第15-3表

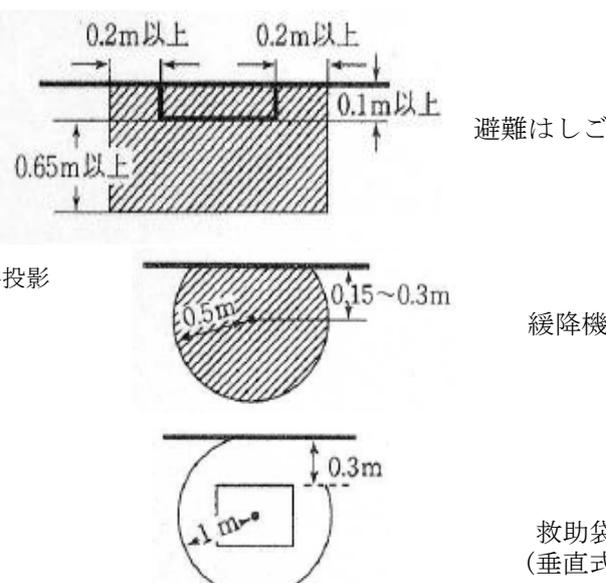
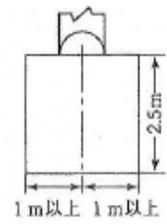
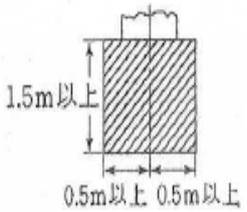
降 下 空 間

| 避難器具の種類 | 降 下 空 間 |
|--|---|
| 避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く) | <p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向(縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向)に0.2m以上および器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲</p>  |
| 避難はしご(避難器具用ハッチに格納したもの) 救助袋(避難器具用ハッチに格納したもの) | <p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>緩 降 機</p> | <p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形に包含される範囲以上。ただし、0.1m以内の避難上支障のない場合もしくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあつては、突起物を降下空間内に設けることができる。</p>  |
| <p>救 助 袋 (斜 降 式)</p> | <p>救助袋の下方および側面の方向に対し、上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあつては、突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上とすることができる。</p>  |
| <p>救 助 袋 (垂 直 式)</p> | <p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物がある場合にあつては、救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m）以上）</p>  |
| <p>滑 り 台</p> | <p>滑り台の滑り面から上方1m以上および滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲内</p>  |
| <p>滑 り 棒 避難ロープ</p> | <p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>  |
| <p>避 難 橋 避難用タラップ</p> | <p>避難橋または避難用タラップの踏面から上方2m以上および当該器具の最大幅以上</p>  |

第15-4表

避難空地

| 避難器具の種類 | 避難空地 |
|--|---|
| 避難はしご 緩降機 救助袋 (垂直式) 救助袋 (避難器具用 ハッチに格納 したもの) |  <p>避難はしご</p> <p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p> <p>緩降機</p> <p>救助袋 (垂直式)</p> |
| 救助袋 (斜降式) | <p>展開した袋本体の下端から前方2.5mおよび当該救助袋の中心線から左右にそれぞれ1m以上の幅</p>  |
| 滑り台 | <p>滑り台の下部先端から前方1.5m以上および滑り台の中心線から左右にそれぞれ0.5m以上の範囲</p>  |
| 滑り台 避難ロープ 避難橋 避難用タラップ | <p>避難上支障ない広さ</p> |

(1) 共通事項

ア 政令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないこと。ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあっては、この限りでない。

イ 政令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置すること。

ウ 避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な避難通路を設けること。

エ 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしごまたは避難用タラップとし、ドライエリアまたは避難器具専用室に設けること。ただし、避難上安全な避難経路が確保される場合には、この限りでない。

オ 避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものとする。

カ 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できる配慮がされていること。

(2) 特定一階段等防火対象物またはその部分に設ける避難器具

ア 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。

イ 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの。」とは、避難器具を常時、組み立てた状態で設置する等、避難器具が常時使用できる状態で設置された場合をいう。

ウ 省令第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作および保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの。」とは、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有する金属製避難はしごとして型式承認を受けたもののほか、次の(ア)から(オ)までのすべてに適合する取付金具に設ける緩降機であること。

(ア) 組み立てる際に、過度な飛び出しおよび反動等がなく安全に操作できるもの。

(イ) 调速機の安全環が取付金具のアームの先端の吊輪に確実に取付けられているもの。

(ウ) 当該取付金具の使用法を示す標識が取付金具付近に取付けられているもの。

(エ) ほこり等の保護のためカバーをする場合は、ビニール等の簡単に取り外せるものであること。

(オ) 当該取付金具の操作に支障のない位置に設けられている。

2 標識

避難器具の設置の表示は、省令第27条第1項第3号および「避難器具の設置および維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）」（以下「避難器具告示」という。）第5の規定によるほか、次によること。

(1) 省令第27条第1項第3号ロに規定する標識は、第15-5表によること。

(2) 省令第27条第1項第3号イに規定する「避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置」とは、当該部分に告示第5に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。

(3) 省令第27条第1項第3号ハに規定する避難器具設置等場所を明示した標識は、平面図に避難器具設置等場所およびその経路が明示されているものを指し、様式等（大きさ、材質等）は問わないものであること。

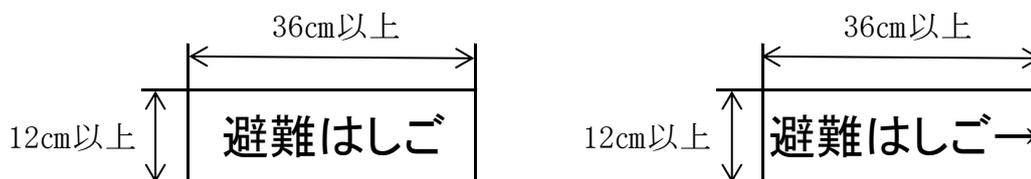
第15-5表

| 種類 | 設置場所 | 大きさ | 色 | 表示方法 |
|------------------|------------------------------|----------------------|--|------------------------------------|
| 設置位置を表示する 標識 | 避難器具または 避難器具直近の 見やすい位置 | 縦：12cm以上 横：36cm以上 | 白字に黒文字（避難 器具である旨，容易 に判別できる場合は 他の色をもってかえ ることができる） | 文字「避難器具」 文字の大きさ5cm |
| 使用方法を表示する 標識 | | 縦：30cm以上 横：60cm以上 | | 使用方法をわかり やすく表示する文 字の大きさ1cm以上 |
| 設置位置まで誘導す る標識 | 避難器具の設置 箇所に至る廊下 通路等 | 縦：12cm以上 横：36cm以上 | | 文字「避難器具」 文字の大きさ5cm |

(注) 1 設置位置を表示する標識および設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。

(第15-1図参照)

2 灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。

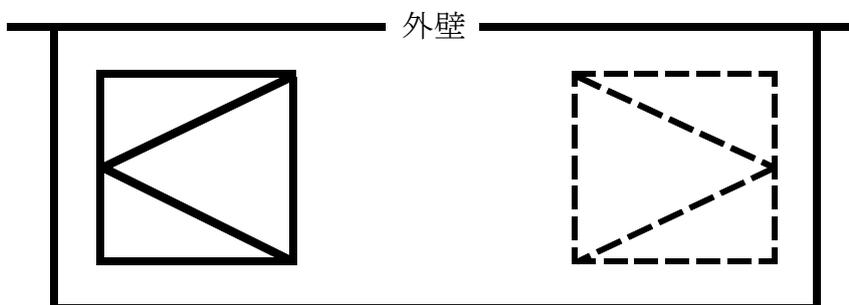


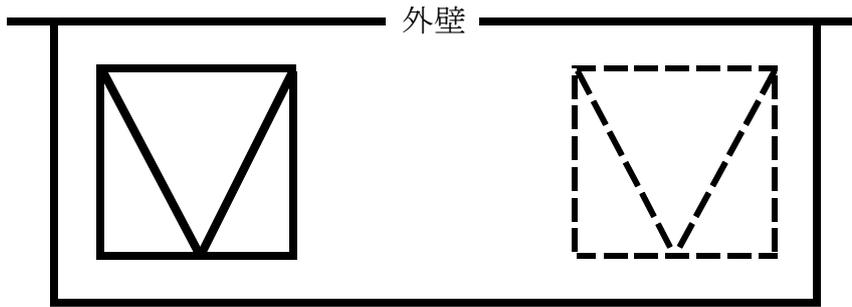
第15-1図

3 取付方法

避難器具の取付方法は、避難器具告示第8の規定によるほか、避難器具を取付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取付けを避けたり、取付具を固定するには、一定の強度を有する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取付ける固定部の強度、取付具の構造および強度、取付具を固定する場合の工法等について留意すること。

なお、ベランダ等に避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを設置する場合は、降下時の転落防止のため、第15-2図の例により設置すること。





第15-2図

4 避難器具の機器選定等

- (1) 省令第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定品とすること。
- (2) 避難器具の選定にあたっては、防火対象物の用途、構造、形態および収容人員等を考慮し、迅速かつ、円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。

5 避難上有効な開口部を有しない壁の区画

- (1) 地上に直通する階段の個数の算出について

政令第25条第1項第5号に規定する地上に直通する階段の個数の算定については、省令第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分（以下「区画された部分」という。）ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

- (2) 収容人員の算定について

政令第25条第2項第1号の規定する収容人員の算定については、階全体で収容人員を算定するものであること。

- (3) 避難器具の設置個数の算定について

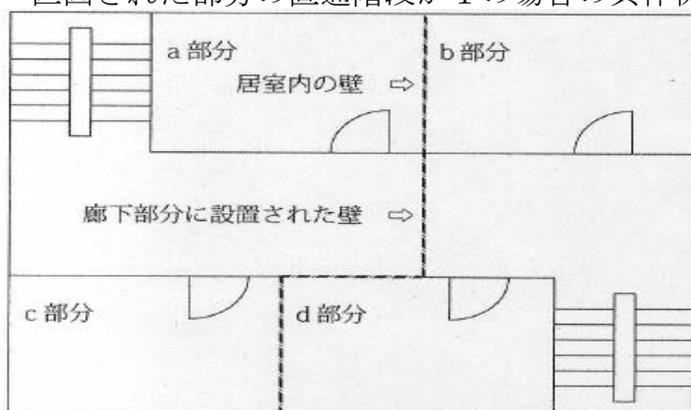
ア 政令第25条第2項第1号の規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場所等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。

- (4) 区画された部分の取扱い

区画された部分の具体例は、第15-2図および第15-3図によるものであること。

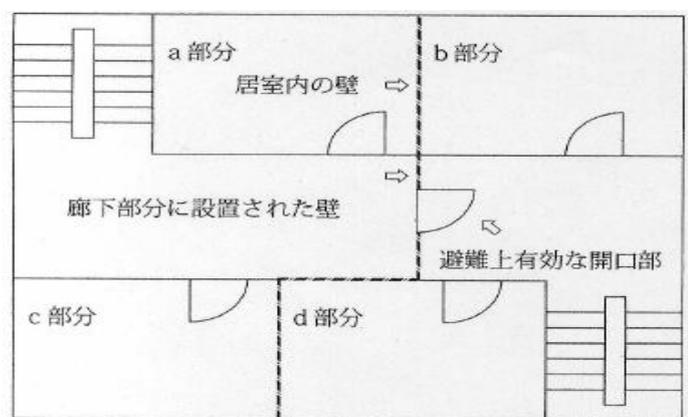
- ア 区画された部分の直通階段が1の場合の具体例



※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ

第15-2図

イ 区画された部分の直通階段が2の場合の具体例



※ 避難上有効な開口部があるため、階が2つに区画されておらず、2つの直通階段が使用可能。

第15-3図

6 「屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）」の取扱いについて

(1) 屋内避難階段等の階段室に係る開口部の構造について、次のすべてに該当する場合、「避難器具の設置に関連して排煙上有効な開口部の取扱いについて（昭和58年11月9日消防予第206号）」に基づき、特例基準を適用する。

ア 火災の際、避難階段の部分のすべての開口部が煙感知器と連動して一斉開放する機能を有し、かつ、手動開放装置により同様に開放する機能を有するものであること。

イ 排煙上有効な開口部の開口面積が2㎡以上確保されていること。

ウ 開口面積の算定については、第4節無窓階判定第4-2表によること。

エ 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

オ 開口部は、外倒しまたは外開きの構造とし、開口時、前ウで算定した展開角度で開口した状態が維持できる構造であること。

(2) 開口部の管理については、次のとおり指導すること。

ア 冬季以外の季節については、開口部を開放して直接外気に開放された状態で管理すること。

イ 開口部に係る設備については、法第17条の3の3の規定に準じて点検を行うとともに、点検結果を維持台帳に記録すること。

ウ 開口部の構造が適正に機能するよう維持管理すること。